


提出 順番	No. 7	令和 5 年 11 月 24 日 午前・ 午後 / 時 55 分
----------	----------	--

令和 5 年 11 月 24 日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

幕別町議会議員 荒 貴賀 

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
<p>自衛官募集のための名簿提供について</p>	<p>地震、台風、豪雨、など自然災害で被害を受けた地域において、自治体の要請にもとづいて多くの自衛隊員が派遣され、人命救助と復旧、復興のために、懸命の努力を尽くし、大きな役割を果たしています。</p> <p>しかし、自衛官への応募者は、2015 年の安保関連法の成立以後、任務の危険性が格段に高まったことなどで、2009 年度と比較し、2022 年度の採用達成率が 2 割も減少しています。そうしたなか、自衛隊員の募集業務をめぐる国の地方自治体への働きかけが強化されました。</p> <p>2020 年 12 月、市町村長が住民基本台帳の一部写しの提出が可能であることの明確化を閣議決定し、2021 年 2 月には、防衛省と総務省が自衛隊法、同法施行令、住民基本台帳を根拠に、防衛相が市町村長に提出を求めることができるとする通知をしました。</p> <p>自衛隊法第 97 条は「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官 及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と規定しています。</p> <p>しかし、同法施行令は、自治体が自衛官募集の広報などを行うことを定めていますが、名簿提供に関しては、防衛大臣は「都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」としているだけで、自治体に名簿提出の要請に応じる義務はありません。</p> <p>個人情報の保護という観点から、名簿を差し出すことはしないとの立場を明確にすることを求め、見解を伺い</p>

	<p>ます。</p> <ol style="list-style-type: none">1 閲覧が始まった時期、名簿提供の経緯、名簿提供における町の見解は。2 名簿提出は希望する人のみに限定する考えは。
--	---

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。